

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年10月30日付けの生活保護費返還決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

請求人が事前に処分庁へ提出した項目が、自立更生のため真にやむを得ない用途に充てられる費用であることは、次のとおりである。

①運動について、主治医に相談し、地域にあるジムを利用することに賛同を得て、令和2年8月から同ジムに通っている。これは、頭部外傷後遺症、高次脳機能障害を改善し、自立更生するために不可欠なりハビリテーションである。②衣類について、請求人は交通事故後、体重が75kgから50kgに減ったため、それ以前に有していた衣類全てサイズが合わなくなり、就職活動において、現在の体型に合わせた衣類を購入する必要がある。③自転車について、〇〇病院への

通院の交通費は保護費で負担しているが、それ以外は全て実費となるため、移動のために自転車が必要であり、社会復帰及びリハビリテーションのためにも必要である。④生活家電について、冷蔵庫、洗濯機及びパソコンは、現在破損して使用できないため。⑤読書、資格取得等について、〇〇病院の主治医からも、頭部外傷後遺症、高次脳機能障害を改善し、自立更生するために不可欠なりハビリテーションのために、読書と資格取得のための勉強はいずれも治療に役立つとの助言を得ている。⑥裁判に関する費用について、法テラスの利用には厳しい制約があるか、利用できないため。

また、審理手続における口頭意見陳述の際の質疑において、処分庁は、本件処分の決定に当たり、請求人の罹患している高次脳機能障害について、主治医等専門医に対し意見を求めていないことが明らかになった。

処分庁は、これらが自立更生のための真にやむを得ない用途に充てられる費用か否かについては、検討した形跡は全く見当たらず、本件処分は、検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、また、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるから、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、違法というべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 1 月 2 0 日	諮問

令和 4年 2月25日	審議（第64回第2部会）
令和 4年 3月22日	審議（第65回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法1条によれば、日本国憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとされている。

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認

定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2（答）によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、年金収入が事後的に明らかになった場合、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

(4) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

なお、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平

成 25 年 4 月 22 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。)と解されている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)によれば、法 63 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし(以下「自立更生免除」という。)、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ) (略)」等を挙げている(問答集問 13-5 (答)にも同旨の記載がある。)

また、課長通知 1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」(課長通知 1・(2)・(ア)・③)等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」(同・(イ))とされている。

ウ なお、課長通知 1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法 6 3 条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。」とされている。

- (5) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法 6 3 条の規定の適用

これを本件についてみると、法 4 条 1 項の規定の趣旨からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

そして、請求人の障害厚生年金については、令和 2 年 8 月に至って、令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの間に支給事由が発生した分(585,498 円)が一括して支給されたことが認められる。処分庁は、そのうち、①遡及変更可能な令和 2 年 4 月分から 7 月分までの 195,432 円について、当該支払額を同年 6 月から 9 月までの各月に 48,858 円ずつ分割して収入認定し各保護変更決定を行い、②令和元年 8 月から令和 2 年 3 月までの 390,064 円については、法 6 3 条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行ったものと認められる。

法 6 3 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成 2 5 年 4 月 2

2日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)、処分庁が、本件において、請求人の上記障害厚生年金のうち、遡及変更できなかった分について、法63条の規定を適用したことに、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還対象額

処分庁が算定した各返還対象月(令和元年8月から令和2年3月までの各月)における請求人の資力の額及び支給済保護費の額は別紙1・1のとおりであり、各返還対象月における支給済保護費の額の合計は1,613,567円であるとされている。

他方で、別紙1・2のとおり、処分庁が返還決定額を算定した過程には、各月における支給済保護費の金額(生活扶助費、住宅扶助費、一時扶助費及び医療扶助費)に一部誤りがあるため、本件処分当時において、請求人に対し支給済みであった保護費の合計額にも若干誤りがある。しかしながら、本件審査請求において提出済みの証拠資料等に基づいて支給済保護費を正しく計算したとしても、その合計額は1,557,797円であり、いずれにしても、上記のとおり請求人において発生した資力の額を上回ることが認められるから、請求人が「資力があるにもかかわらず」受給した保護費は、上記の資力の額である390,064円であることに変わりはなく、これを法63条に基づく返還の対象とすべきといえる。

ところで、本件年金決定通知書によれば、年金遡及支給額は585,498円であり、このうち195,432円は令和2年6月分から9月分までの支給額として各月48,858円を収入認定しているため、返還対象となるのは390,066円(=585,498円-195,432円)であると考えられる。

本件処分において算定された返還対象額(本件返還額)は390,064円であるところ、この差額2円は、年金決定通知書の年金額を月割りで認定したため、端数が生じたものとされている。このような端数処理は、結果として、請求人にとって有利な取扱いであり、かつ、処理方法としても不合理とまではいえないものであ

る。したがって、以下、返還対象額は390,064円であることを前提として判断する。

(3) 自立更生免除

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、請求人から自立更生免除について要望を聞き、ケース診断会議を開催して検討した結果に基づいて、自立更生免除に係る費用についての判断を行っているものと認められる。

請求人から要望のあった項目は、スポーツジムへの年間通所費用、保護費で対応可能な衣類や既に保有している電化製品の買替費用、資格取得費用、裁判費用等であり、処分庁は、ケース診断会議において、これらの費用は、請求人の自立更生のために真にやむを得ない用途に充てられる費用とはいい難く、また、請求人が自立更生免除として提出した費用は、本件処分の返還額を大きく上回る金額となっており、地域住民との均衡から社会通念上容認される程度の額ではないことから、自立更生免除を認めないと判断していることが認められる。

遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金との公平性を考慮して、厳格に対応することが求められ、「真にやむを得ない理由」により免除する費用については慎重に必要性を検討することとされていること（第6・1・(4)・イ）、また、返還額から控除して差し支えない範囲の額については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」とされていること（同）からすれば、処分庁が上記の状況において、自立更生免除を認めなかったことに違法又は不当な点は認められない。

そして、処分庁は、別紙1・1のとおり、各返還対象月において、資力認定額が支給済保護費を下回っていたので、資力認定額に相当する額を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定してい

ることが認められる。

したがって、本件処分の返還金額の算定は、上記1の法令等の定めにもとつた適正なものであるといえ、また、返還金額については、結論において、誤りがあるとはいえない。

よって、本件処分は、上記1の法令等にもとつた適正なものであるといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、事前に処分庁へ提出した自立更生のための項目が、真にやむを得ない用途に充てられる費用であることについて、第3のとおり、るる主張し、処分庁がこのような事情を検討した形跡はなく、これらを考慮しないで決定した本件処分は違法である旨主張する。

しかしながら、既に述べたとおり、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、厳格に対応することとされ、返還額から控除して差し支えない範囲の額については、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度とされているところ、処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人から提出された自立更生のための費用について、返還免除の適否を検討していることが認められる。そして、請求人から要望のあった各費用については、それらの内容及び金額において、地域住民との均衡を考慮し社会通念上容認される程度とは認められず、真にやむを得ない理由には該当しないとして自立更生免除は適用しないものと決定したことが認められる。

請求人は、スポーツジムに係る経費や資格取得等のための費用について、主治医に相談し助言を受けている旨主張するが、主治医がスポーツジムでの運動を請求人の機能回復のために必要であるとする根拠となる資料は見受けられず、また、資格取得等についても、主治医が具体的に指示をしたとする資料は見受けられない。また、衣類や既に保有している電化製品の買替費用等は通常のプロtection基準で対応すべきものであり、裁判等費用は本件の自立更生とは直接関係するものではないと考えられることから、処分庁が、請求人の要望する各費

用を自立更生免除の対象としなかったことに違法又は不当な点は認められない。

また、請求人は、本件処分の判断の過程において、処分庁が請求人の罹患している高次脳機能障害について、主治医等に対し意見を求めずに決定した旨主張する。

しかしながら、保護費返還決定について検討する際に、被保護者の健康状態に関して主治医等の意見を求めなければならないとする規定は存在せず、処分庁が主治医等に照会をせずに本件処分を行ったことに不合理的であったとは認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)